地域連携活性化支援事業支援基準

1 趣旨

地域連携活性化支援事業については、地域連携活性化支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

2 事業に関する適用基準

(1) 原則として新規事業であり、地域連携活性化支援事業実施要綱で定める「商業者団体」の商業・地域が活性化の効果が期待できる事業である事。また、既存事業であっても、新規の事業内容、実施効果が付加される場合は支援対象とする。

(2) 事業対象経費

以下の経費のうち、事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に 計上されているものが対象とする。

なお、国や県、市における他の補助金の対象となった経費については、補助金を差 し引いた額を対象とする。

謝金、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、外注費※1、委託費※2、その他必要となる経費

- ※1 外注費は、企画立案や調査を伴わない単一作業を行わせる場合を想定しています。
- ※2 委託費は、企画立案や調査を伴う作業や複数の作業を統合的に発注するよう な場合にそれぞれ用いることを想定しており、委託に要する経費は補助対象経費 の 2/3 以内とする。

(3) 経費の支援基準

対象経費の2/3以内とし、上限額を10万円とする。但し、商業者団体が実施する事業においても商工会議所が妥当な事業と認めた場合の経費支援限度はこの限りではない。

3 支援事業の採択については、地域連携活性化支援事業審査基準に定めるものとする。

(別紙) 補助対象経費

I also	
内容	説明
謝金	専門家等に対する謝金(講習会・勉強会講師、消費者委員、プロの
	イベント出演者などの経費)
会議費	会議に要するお茶代
印刷製本費	調査・報告書等の印刷・製本、ポスター・チラシ・パンフレット
	等の印刷
広告宣伝費	新聞折込広告料、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオCM、
	案内看板・のぼり・啓発普及品の作成 等
消耗品費	事務用品の購入 等
外注費	事業を行うために必要な舞台装置等(電気、看板、装飾、音響設
	備等)、イルミネーション、イベント等に係る装飾などの設営、
	ホームページの制作 等
	※企画立案や調査を伴わない単一作業を行わせる場合を想定
委託費	イベント等企画・運営、調査等を他の事業者に行わせるために必
	要な経費
	※企画立案や調査を伴う調査や複数の作業を統合的に発注する
	ような場合を想定
	※委託に要する経費は補助対象経費の 2/3 以内
その他経費	商工会議所で必要とみとめた経費
	例)会議・イベント等に係る会場借料
	事業に必要な臨時のアルバイト代
	会議に要するお茶代等